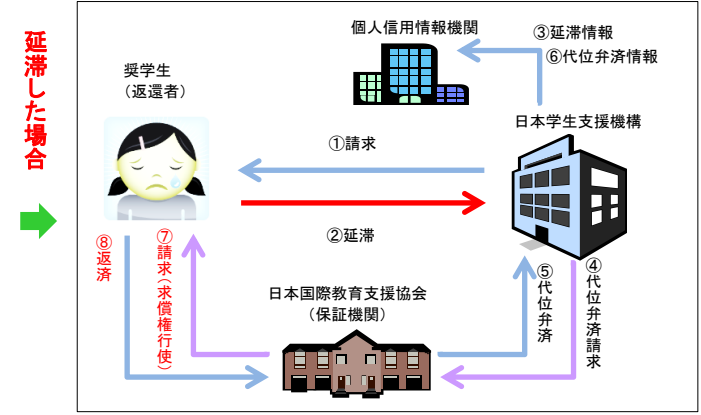
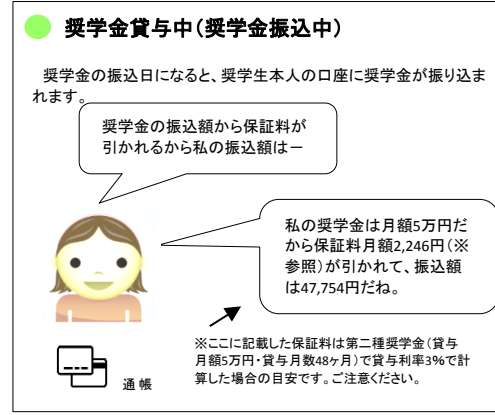
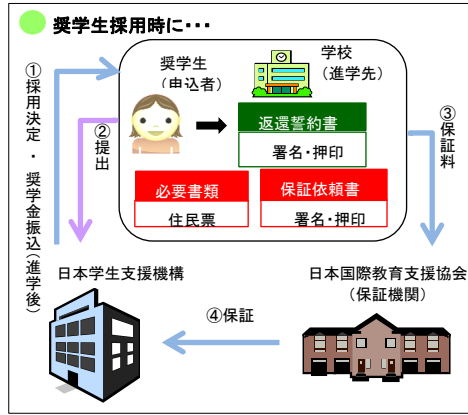
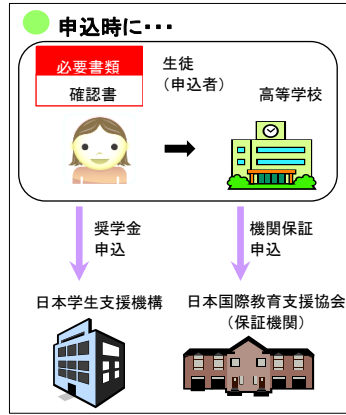


機関保証制度のイメージ図



予約採用について

大学・短期大学・専修学校専門課程に進学を希望している皆さんが進学前に奨学金を予約する制度です。これは、進学後の経済的負担を軽減し、安心して勉学に取り組めるようにするものです。

申込方法及び申込期限などの詳しいことについては、在学している高校(専修学校高等課程を含む)へお問い合わせください。

人的保証と機関保証

日本学生支援機構の奨学金を申し込むときは、人的保証か機関保証のどちらかの保証を選ばなければなりません。

○人的保証

保証料はかかりません。連帯保証人(父または母)と保証人(例:叔父など)をたてる必要があります。

○機関保証

保証料がかかります。連帯保証人と保証人をたてる必要がありません。(保証機関である日本国際教育支援協会が連帯保証を行います。)

機関保証制度

意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任において学ぶことができるように、平成16年度に創設されました。

保証料は、奨学金の金額や借りの期間によって異なります。保証料額の目安は日本学生支援機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp>)または日本国際教育支援協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp>)をご覧ください。

機関保証に加入するための手続き

1. 現在在学している高校(専修学校高等課程を含む)に、奨学金予約採用の申込みを行います。このとき、機関保証の申込みも同時に行います。申込書類や手続きの詳細については、在学している高校(専修学校高等課程を含む)へお問い合わせください。

2. 採用候補者として決定し、大学・短期大学・専修学校専門課程に進学したらすぐに進学先の学校に申し出てインターネットを通じて「進学届」の手続きを行ってください。このとき、保証制度(人的保証・機関保証)の確認を行います。「進学届」で指定した保証制度で奨学生として採用されます。

注意！機関保証に加入すると、人的保証に変更できません。
注意！「進学届」の手続きを行わないと、奨学生として採用されません。

3. 「奨学生証」(奨学生として採用されたという証明書)と一緒に、「保証依頼書」、「返還誓約書」が進学先の学校から渡されます。必ず、「保証依頼書」、「返還誓約書」を必要事項を記入の上、進学先の学校に提出してください。
注意！この書類の提出がないと、採用そのものが取り消されます。

4. 奨学生として採用された後は、奨学生本人の口座に奨学金が振り込まれます。機関保証加入者は、振込額の中から保証料が差し引かれています。

奨学金の返還

奨学金は借りたお金なので、返さなければなりません。 学校を卒業し奨学金の貸与が終わると、奨学金の返還が始まります。

●返還期限猶予の制度

更に進学、卒業できずに留年、卒業はしたけれど就職ができなくて返還することが難しいなどの場合は、返還期限の猶予の手続きをとることで返還の開始を遅らせることができます。

いずれの場合も、きちんと手続きを行うことが大切です。わからないことがあったら、在学中は皆さんの学校へ、卒業後は日本学生支援機構へお問い合わせください。

●早期に返還が完了した場合

繰上返還や返還免除により早期に返還が完了した場合は、保証料の一部が戻る場合があります。

！返還を延滞した場合

機関保証の場合は、保証機関である日本国際教育支援協会が、日本学生支援機構に対して、延滞している本人の代わりに一括で支払います。(これを代位弁済といいます)その後、保証機関から延滞していた本人に、その分の返済を請求します。(これを求償権行使といいます)

代位弁済が行われても返済はしていただきます。

また、延滞情報や代位弁済の情報が個人情報機関(以下「個信」といいます)に登録されます。**個信に登録されると、クレジットカード(買い物、キャッシング、リボ払い、携帯電話料金の引落とし等)、自動車や住宅ローンの利用に制約が生じる場合があります。(代位弁済の情報が登録されると、その情報は金融機関より参照されることがあります。「経済的信用度が低い」と判断され、延滞情報が登録されたときと比べて、クレジットカード等の利用について厳しい制約を受けることがあります。)**

なお、人的保証でも、延滞情報は個信に登録されます。